

大阪市立大学看護学雑誌編集規程

承認 平成16年6月17日

最近改正 平成31年3月14日

1. 本誌は、大阪市立大学看護学雑誌と称し、1年に1巻として発行する。
2. 本誌は、大阪市立大学大学院看護学研究科（以下、本研究科）教員や学生等の学術活動の成果について発表することを目的とする。
3. 本誌の編集は、紀要委員会委員をもって構成される大阪市立大学看護学雑誌編集委員会（以下、編集委員会）が行う。編集委員長は紀要委員会委員長が兼ねる。
4. 編集委員会は、本誌の編集および制作に関して責任を負う。
5. 投稿論文は投稿規程及び執筆要領に準拠したものに限る。
6. 編集委員会は、論文査読者を選定し、査読を依頼する。
7. 原稿掲載について、特別に費用を要するものは、投稿者負担とする。
8. 人権を侵害する恐れのある研究や表現は認められない。
9. 本誌に掲載された論文等の著作権は本研究科に帰属し、無断で複製および転載することを禁ずる。
10. 原稿内容についての第一義的責任は投稿者に帰属するが、原稿の編集、出版、およびデータベース化などに関する権利は編集委員会が投稿者から委譲されたものとする。

附則

1. この規程は、平成16年6月17日から施行する。
この規程は、平成19年7月19日から施行する。
この規程は、平成21年3月12日から施行する。
この規程は、平成30年2月8日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成31年3月14日から施行する。
2. この規程の改廃は、編集委員会の議を経て、教授会で行う。